

埼玉県エコアップ認証事業所認証基準 評価方法

エコアップ認証を受けるには、次の「Ⅰエコアップ認証 EMS 評価基準」と「Ⅱ二酸化炭素削減対策等評価基準」について、以下の評価方法による点数評価で100点満点中60点以上（ただし、「Ⅰ エコアップ認証 EMS 評価基準」30点、「Ⅱ 二酸化炭素削減対策等評価基準」25点を最低必要点とする）を満たしていること及び「Ⅲ欠格要件」に該当しないことを要します。

「Ⅰ エコアップ認証 EMS 評価基準」(配点合計 50点)

「エコアップ認証 EMS の評価基準」に基づき、4つの大項目ごとにその取組状況を下表のとおり5段階で点数評価し、その合計点を評価します。

なお、認証に必要な最低点数は、4つの大項目すべて取組レベルが「普通」以上で合計30点以上とします。

なお、「取組レベル」の評価は、環境管理システムの構築状況や取組の実行状況について、業種・規模・業態などから見て、どのレベルにあるかという判断基準で行います。

取組レベル	評価点数		※参考 取組レベルの判断基準 (①システムの構築状況と ②取組の実行状況が、業種・ 規模・業態等から見て)
	「1 現状把握等」、 「4 評価・見直し」	「2 取組実施体 制・運用」、 「3 取組状況の 確認・点検」	
優れている	15	10	①モデルとなり得る ②有効性が高く、トップクラス
やや優れている	12	8	①効率的かつ適切である ②有効かつ確実に機能している
普通	9	6	①ほぼ適切、 ②ほぼ有効に機能している
やや不十分	6	4	①軽微な問題点がある ②一部が実行されていない
不十分	3	2	①重大な問題点がある ②全く実行されていない

認証の対象

「Ⅱ 二酸化炭素削減対策等評価基準」(配点合計 50点)

1 二酸化炭素削減目標の設定 (配点5点)

認証申請日又は更新申請日以降の3年間における二酸化炭素排出量又原単位(事業活動規模当たりの二酸化炭素排出量)の平均目標削減率を下表のとおり5段階で点数評価します。目標の設定の基準値は、原則として、申請日前の過去3年間の二酸化炭素排出量又は原単位の平均値とします。

注) 二酸化炭素排出量又原単位それぞれ記載しますが、認証申請時点でいずれか一方を選択し、認証期間中は変更できません。

平均目標削減率	評価点数
0%未満 (増加)	△1 (マイナス)
0%	1
0%超 ~0.5%	2
0.5%超~1.0%	3
1.0%超~1.5%	4
1.5%超~	5

2 二酸化炭素削減対策等の実施 (配点小計 30点)

(1)「基本対策」(配点 20点)

①申請事業者の二酸化炭素削減対策等の取組について、業種別に、別に定める「二酸化炭素削減対策等チェックシート」中の「基本対策」について該当する項目について評価します。

②「基本対策」の該当する取組について、次のとおり評価します。

評価の区分	評価点数
取組を実施	1
取組を未実施	0

③次の計算式で取組を実施した割合(基本対策実施率)を算定します。なお、少数点1位以下を四捨五入します。

「上記「②」の評価点数の合計」÷「上記「②」の該当取組数×1点」×100(%)

④上記「③」で算定された割合(基本対策実施率)を下表のとおり点数評価します。

基本対策実施率	評価点数	基本対策実施率	評価点数
0%	0	51~60%	12
1~10%	2	61~70%	14
11~20%	4	71~80%	16
21~30%	6	81~90%	18
31~40%	8	91~100%	20
41~50%	10		

(2)「追加対策」(配点 10点)

- ①申請事業所の二酸化炭素削減対策等の取組について、業種別に、別に定める「二酸化削減対策等チェックシート」中の「標準項目」の実施度について、次の計算式で評価点数の割合を算定する。なお、小数点第1位以下を切り上げる。

$$\text{「標準項目」の平均評価点数} \div 5.0 \times 100 (\%)$$

- ② 算出された割合を次のとおり、評価点として算定する。

(平均実施度)	(評価点)	(平均実施度)	(評価点)
「標準項目」の記載なし:	0	51～60%:	6
1～10%:	1	61～70%:	7
11～20%:	2	71～80%:	8
21～30%:	3	81～90%:	9
31～40%:	4	91～100%:	10
41～50%:	5		10点を限度とします。

3 二酸化炭素削減の実績(配点 10点)

認証申請日又は更新申請日の属する年の前3年間における二酸化炭素排出量又は原単位(事業活動規模当たりの二酸化炭素排出量)の平均削減率(各年対前年削減率の平均)を下表のとおり5段階で点数評価します。

注) 二酸化炭素排出量又は原単位のどちらも記載しますが、目標で選択した一方を評価します。

平均削減率	評価点数
0%未満 (増加)	△1 (マイナス)
0%	2
0%超 ~0.5%	4
0.5%超~1.0%	6
1.0%超~1.5%	8
1.5%超~	10

4 過去に実施した二酸化炭素削減対策等の実績(配点 5点)

いわゆる「トップランナー的事業者」の温暖化対策の取組実績を評価するものです。

認証申請又は更新申請日以前において、業種別に、別に定める「二酸化炭素削減対策等評価基準」の「基本対策」に該当する項目を90%を超えて実施又は完了し、かつ「追加対策」又はそれに相当する対策を10点実施又は完了していると認められる場合は、5点を加算評価します。

Ⅲ 欠格要件

認証を受けようとする事業所において、自らの事業活動に関して遵守しなければならない法令(条例や規則も含む)に基づく行政処分を受けている場合は、認証を受けることができません。